

学生の皆さん「学生納付特例制度」の

申請手続きを！

学生で所得がない場合や少ないことにより、保険料の納付が困難なときは、市区町村の国民年金担当窓口申請し鳥取年金事務所前年所得などを審査して承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例の対象となる方

① 学生本人の前年所得が118万円以下の方

※扶養家族がいれば基準額がかわります

② 前年以降に会社を退職して学生になられた方は、退職を確認できる書類が必要になります。

●学生特例の承認期間

4月（20歳誕生日）～翌年3月

●申請手続き

申請手続きは毎年必要です。

なお、平成22年度学生納付特例を承認された方で平成23年度も同じ学校に在学される方には、鳥取

年金事務所から「学生納付特例申請書（ハガキ）」が郵送されますので、必要事項を記入の上、返送することにより、平成23年度の学生納付特例の申請ができます。

（注）在学する学校などを変更された場合は、市区町村の国民年金担当窓口で申請手続きをしてください。

●手続きに必要なもの

① 年金手帳

② 学生証（コピー可）または在学証明書

③ 印鑑（本人が署名する場合は不要）

④ 会社を退職して学生になられた方は次の書類の添付が必要になります

・雇用保険被保険者離職証（コピー可）

・雇用保険受給資格証（コピー可）

・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）

第9次総合計画策定に向けて

将来の岩美町の姿をイメージした

キャッチフレーズ募集

町では第9次総合計画（平成24年度から10年間）策定に向け、岩美町の姿をイメージしたキャッチフレーズを募集します。

◆申込方法…キャッチフレーズと

住所 氏名 連絡先電話番号を明記のうえ、葉書、FAXまたはE-mailで申し込みください。

※1人何点ご応募いただいても結構です。

◆申込期限…2月28日（月）必着

◆その他

・副賞はありません。

申込先・問い合わせ先

〒681-0003

鳥取県岩美郡岩美町

浦富 675 番地 1

岩美町役場企画財政課

☎ 73-1412

FAX 73-1569

メールアドレス

kikaku@iwami.gr.jp

《参考》

岩美町総合計画の将来像（キャッチフレーズ）

区 分	将 来 像（キャッチフレーズ）
第1次	豊かで住みよい町づくりをめざして
第2次	ゆとりと潤いのある町づくり
第3次	明るく豊かで活力ある町づくり
第4次	明るく豊かな活力ある町の建設をめざして
第5次	活力とおもいやりにあふれた豊かな町づくり
第6次	走る、跳ぶ、生命輝くまち岩美
第7次	時代の息吹を感じ 勇気をもって 挑戦するまち 岩美
第8次	人が輝き 海輝る きらめきつづけるまち 岩美